

まほら法律事務所 報酬基準

通常委任報酬

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下	6% (最低額8万円)	12%
300万円を超え3000万円以下	4%+6万円	8%+12万円
3000万円を超え3億円以下	2%+66万円	4%+132万円
3億円以上	1.5%+216万円	3%+432万円

離婚	20万円から	20万円から 財産給付がある場合、通常委任報酬における報酬金に準ずる
遺言書作成	5万円より	財産の内容による 非定型の場合は要相談
破産事件	申立て 20万より	管財人が付く場合、裁判所に収める費用(予納金)が別途最低20万円必要
相談料	30分あたり4000円	初回30分無料
事務所での会合	30分あたり5000円	事務所を利用し、2人以上の間での交渉や会合における立ち合い
法テラス民事扶助	法テラス規定	
書類の保管	年間3000円より (1年ごと更新)	銀行の貸金庫に保管します。 書類の大きさにより費用が変わります。
登記手数料	1万円より 登記の目的により異なります。	戸籍登記事項証明書や謄本等の取得費用及び、登録免許税は別途必要となります。

事件が複雑あるいは多くの作業が伴う場合、報酬の追加をお願いすることがあります。裁判における訴額や登記・登録免許税等の印紙代、郵便費用などの実費が必要になります。ご家庭や就業場所まで出張をご希望される場合、出張費用が必要になります。出張費用は、移動にかかる時間(30分毎1500円)により算出します。すべて税抜き金額です。別途消費税(10%)が必要となります。上記基準は予告なく変更する場合があります。

2024年4月1日現在